

No	分類	項目	コンテンツ	基準	備考
1	A. ユーザビリティ及び アクセシビリティに関 する事項	ユーザビリティ	画面構成（直観的な分かりやすさ、視認性の高さ）	「Webアクセシビリティと非機能要件項目の対応」シートを参照し可能な限り対応すること。	
2			操作方法、エラー内容及び修正方法の分かりやすさ		
3		アクセシビリティ	指示や状態等のメッセージ表示（色の判別が付き難い方向け）		
4			日本産業規格JIS X8341への対応		
5	B. システム方式に関 する事項	システムアーキテクチャ ※（府省共通システムが提供する稼働環境、サービス等の利用の検討）及び（クラウドサービスの活用の検討）も踏まえて検討する	システムアーキテクチャの決定 ・政府共通プラットフォーム利用型：ガバメントクラウド上に構築されたシステム ・外部サービス利用型：クラウドサービスとして提供されるiPaaS若しくはSaaS又はIaaS上で構築されたサービス ・庁内利用型（オンプレミス）：閉域アクセスが必要となるシステムや現行資産の関係で外部サービス利用が難しいシステム	システムアーキテクチャとしては、「外部サービス利用型（クラウドサービスとして提供されるiPaaS若しくはSaaS又はIaaS上で構築されたサービス）」を採用し、構築すること。	
6		システム構成の方針 ※（府省共通システムが提供する稼働環境、サービス等の利用の検討）及び（クラウドサービスの活用の検討）も踏まえて検討する	システム構成の方針決定 ・可用性の高いシステム構成を採用し、冗長構成等により耐障害性・回復性を高める ・拡張性が考慮されたシステム構成。将来的な拡張性を考慮し需要増大時に対応できるようにする	システム構成の方針として以下とする。 ・耐障害性や回復性のために、5分間隔※での監視、定期的なバックアップが実施されていることに加え、大規模災害発生に備えディザスタリカバリー対策、BCP対策が講じられていること。 ※製品側で本項目のSLAが開示されていない場合は、十分に耐障害性・回復性が担保されていることを判断できる根拠があること。 ・将来的な利用者数やデータ数の増大に対応できるように拡張性を持っていること（具体的な利用者数やデータ数は「C. 規模に関する事項」「F. 拡張性に関する事項」を参照のこと）。 ・導入・利用する製品については、製品のベストプラクティスを踏まえた設計・開発・導入ができるよう、当該製品に関するサポートを受けられること。	
7	C. 規模に関する事項	端末	端末の種類・台数・設置場所 ・動作保証するHWSスペック ・動作保障するSWの製品やバージョン ・端末の台数 ・設置場所	職員利用端末の動作保証環境として以下に対応すること。 ・WindowsOS： Windows11 Pro 64bit 日本語版 Windows11 Enterprise 64bit 日本語版 Windows11 Enterprise 64bit 日本語版（VDI）  ・Microsoft Office： Microsoft 365 Apps for enterprise  ・ブラウザ Edge最新版  本システム利用端末においてはクライアントソフトやJava等のインストールは原則として不可とする。  また、申込者（外部）利用端末の動作保障環境として以下に対応すること。 ・OS： Windows10以上 macOS10.15 Catalina以上 Android10以上 iOSバージョン15以上  ・ブラウザ Edge最新版 Chrome最新版 Safari最新版  端末の台数については本システムの利用者数と同等（No11「利用者数」に記載）とし、設置場所については本市指定場所とする。	
8		データ量	操作ログ 業務データ	申込者数などから機能ごとに想定した上で、提供するサービスの実績等を踏まえたデータ量の見積り及び設計を行うこと。また、運用期間中における利用者数やデータの増加に備え、余裕を持たせた製品指定/設計を行うとともに、非機能要件の「F. 拡張性に関する事項」に記載のとおり、データ量増加へ容易に対応可能な拡張性を有すること。  ◆申込者数（令和7年度 実績値） ：約6,000件/年 ◆ピーク時期 ：4月、7月 ピーク時アクセス数：約300/日（令和7年度 最大申込件数/日） 同時アクセス数：約600（令和7年度 最大同時合格発表人数【合格者数】） ◆処理件数 申込件数：約6,000件 ◆バッチ件数 申込件数：約6,000件	
9		アクセス数	ピーク時アクセス数 同時アクセス数（IPA：性能拡張性の業務処理量）		
10		処理件数	オンラインリクエスト件数 バッチ件数		
11		利用者数（申請者（市民）、入力担当者、決裁者）	利用者数（市民、庁内職員）	申込者（外部）：約6,000人/年 職員側利用者：実数約20人、延べ約22人（うちシステム管理者   5人、承認者   2人、任用事務担当者   15人） ※システム管理者及び承認者は任用事務担当者の兼務あり。	※利用者数から事業者側の開発者の人数は除く
12		保管期間・範囲（IPA）	ログ等のシステム全体の保管期間・範囲（OS、ミドルウェア） （IPA：性能拡張性の業務処理量） ・保管対象とするデータ（OSログ、ミドルウェアログ）の決定 ・保管期間の決定 ・データ保管する際のバックアップ方法や頻度等の決定	保管対象及び期間は以下とする。 ・保管対象：アクセスログ、トランザクションログ、アプリケーションログ ・保管期間：1年  保管方法及び保管場所は提案時に明記すること。	
13	D. 性能に関する事項	応答時間	・オンラインレスポンスの応答時間と順守率 ・バッチレスポンスの処理時間と順守条件	以下を基準値とし可能な限り対応すること。 ●オンラインレスポンス ・【サーバ処理時間】画面遷移等の単純な操作：1秒以内、データの取得や加工等の複雑な処理時：10秒以内とすること。 ・【画面表示時間（表示が開始されるまで）】単純な操作：3秒以内、複雑な処理：10秒以内とすること。 ・（通常時）平均トランザクション数の90%が処理できること。 ・（ピーク時）最大トランザクション数の80%が処理できること。  ●バッチレスポンス ・処理時間：業務終了後からの時間帯でバッチウィンドウを定義し、結果不正時の再実行を考慮した時間を定義（定常時・ピーク時共通）。 ・障害発生時：業務開始時間までに復旧できること（大規模災害時等を除く）。  ※製品側で本項目のSLAが開示されていない場合は、実現可能と判断できる根拠があること。 ・別項目にて定義した規模（データ量）と、同等かそれ以上の規模のアプリケーションを構築し、上記の基準を満たした実績があること。 ・基準を満たすために必要な機能（性能の測定やレスポンス遅延の原因の特定ができる、など）があること。	

No	分類	項目	コンテンツ	基準	備考
14	E. 信頼性に関する事項	可用性要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均故障間隔 (MTBF) : システムの故障から次の故障までの平均稼働時間</li> <li>平均修復時間 (MTTR) : システムの故障からの復旧するまでに要する平均時間</li> </ul>	<p>以下を基準値とし可能な限り対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均故障間隔 (MTBF) : 4,380時間</li> <li>平均修復時間 (MTTR) : 22時間以内</li> </ul> <p>上記水準を満たすことを要件とするが、製品側で本項目のSLAが非公開の場合は、基準値達成の実績があることを前提とする。</p>	
15		稼働率	<ul style="list-style-type: none"> <li>稼働率 : 提供時間におけるシステムが稼働できる割合</li> <li>提供時間 : システムが稼働する時間帯</li> </ul>	<p>以下を基準値とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>稼働率 : 99.0% (年間累計停止時間87.6時間)</li> <li>提供時間 : 24時間365日 (ただし、システムメンテナンス等の都合により、発注者と協議の上非稼働とする場合がある場合は、この限りでない。)</li> </ul> <p>上記水準を満たすことを要件とするが、製品側で本項目のSLAが非公開の場合は、基準値達成の実績があることを前提とする。</p>	
16		障害目標復旧水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>RLO (目標復旧レベル) : 障害からの復旧時のデータや機能の回復の程度を定める</li> <li>可用性確認 (IPA) : 可用性として要求された項目をどこまで確認するかの範囲を決定する</li> </ul>	<p>以下を基準として定める。各情報システムの業務内容や取り扱うデータ内容により適宜調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>RLO (目標復旧レベル) : 全システム機能の復旧</li> <li>可用性確認 : 稼働率(99.0%)の観点から可用性を確認すること。 ※稼働率(99.0%)が担保されていること具体的な確認方法は事業者提案に委ねることとする。その際に事業者が製品仕様をもとに、稼働率99.0%が担保されていることを確認する。</li> </ul> <p>また、大阪市情報システム開発ガイドラインに則り、運用観点の確認も行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- システム運用部門が運用マニュアル、操作マニュアルに沿って、稼働監視、障害監視等のシステム運用が正しく行えるか。</li> <li>- 運用マニュアル、操作マニュアルに誤り、漏れ、分かりにくい等がないか。</li> <li>- 障害発生時において、システム運用部門が障害連絡体制に基づき、情報が遅延なく、正しく連携されているか。</li> </ul> <p>※受入テストとして業務担当/利用部門に対しても同様の運用確認を実施。</p>	
17	F. 拡張性に関する事項	性能の拡張性	<p>将来の利用者数の増加やデータ量の拡大に対応できるようにリソース (CPU、メモリなど) とソフトウェアの拡張性を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リソース拡張性 : CPU、メモリ等のリソースを需要の変化に応じて調整・増減できる能力</li> </ul>	<p>リソース拡張性 : CPUやメモリ、ディスク容量については拡張できることとし、以下の基準値に達した場合に拡張・増設を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CPU使用率80%</li> <li>メモリ使用率80%以上</li> <li>ディスク使用率80%以上</li> </ul> <p>各リソースに対して50%を超えたタイミングで増設の検討を開始し、少なくとも80%を超える前までに増設を行うこと。</p>	
18		機能の拡張性 (将来の制度改正や技術の変化に備えて、容易に改修を行うための設計指針やアプリケーションの改修方針)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフトウェア拡張性 : システムが将来の要件変更や新機能の追加に効率的に対応できる能力</li> </ul>	<p>要件変更や機能追加に対応できるように、製品・サービスを選定の際に以下を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機能追加の影響が限定的となる構成となっていること。</li> <li>コンフィグ設定はファイル等で独立して管理ができ、プログラム実装と分離されていること。</li> <li>外部の認証基盤やサービスの利用が出来ること (認証機能等は本市が提供する認証方式を採用する等)。</li> </ul>	
19	G. 上位互換性に関する事項	アプリケーションの上位互換性	<p>新しいバージョンのソフトウェアが以前のバージョンで使用されていたデータやインターフェースと互換性を持ち、問題なく動作すること</p>	<p>バージョンアップ時に操作性や機能、データの互換性、設定等ができるだけ維持されるように以下を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●データ互換性 : 新バージョン (メジャーバージョン) で旧バージョンで作成されたデータを使用できること。データ互換性に変更がある場合は事前通知し、またデータ変換機能又は手段を提供すること。</li> <li>●API互換性 : 新バージョン (メジャーバージョン) で旧バージョンのAPIを継続利用できること。APIの廃止や非推奨機能への変更がある場合は事前通知し、代替機能等を提供すること。</li> <li>●機能互換性 : 新バージョン (メジャーバージョン) で旧バージョンの機能を継続利用できること。機能の廃止や非推奨への変更がある場合は事前通知すること。</li> </ul> <p>※これらの互換性を担保するために検証を行い必要に応じて改修を行うこと。</p>	
20		クライアントの上位互換性	<p>クライアントに依存した機能を使用しないこと、Webブラウザの互換性を保つこと</p>	<p>クライアント環境における対応は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●クライアントOS、ブラウザのバージョンアップの対応</li> <li>クライアントOS : 最新バージョンの動作保障をすること。</li> <li>ブラウザ : Edge、Chrome及びSafariの最新バージョンの動作保証をすること。</li> </ul> <p>●バージョンアップ時の動作不良等を避けるために、OSやブラウザの特定バージョンに依存する機能がある場合は、その利用を最低限とすること。</p>	
21	H. 中立性に関する事項	中立性の確保	<p>情報システムが特定のベンダの技術や製品に依存しないように、ベンダーロックインを排除すること</p>	<p>標準的なAPIの提供又はデータの一括取り込みが提供されていること及びデータの移行手段が提供されていること。</p> <p>ただし、上記の提供ができない場合は、予め合理的な理由を明確にした上で、発注者と協議して承認を得ること。</p> <p>各機能・サービスを実現するために必要な構成要素 (クラウドサービス、ソフトウェア、ハードウェア等) は、特定の技術や事業者、製品、データ形式等に依存することなく、他者に引き継ぐことが可能なシステム構成とし、以下に示す要件を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クラウドサービスは、ライセンス契約を他のクラウドサービスプロカーに引継が可能なものを選定すること。</li> <li>提供するハードウェア、ソフトウェア等は、特定ベンダの技術に依存しない、オープンな技術仕様に基づくものとする。</li> </ul>	
22	I. 継続性に関する事項	目標復旧時点 (RPO)	バックアップデータの復旧時点	目標復旧時点 : 前営業日時点のバックアップデータから復旧を行う。	
23		目標復旧時間 (RTO)	データ復旧までの時間	目標復旧時間 : 12時間以内の復旧とする。	
24		クラウドサービスの冗長構成等	利用するクラウドサービスで提供される仮想サーバ等の可用性に係るSLAに留意し、各構成要素について適切に冗長化等を行う	利用するクラウドサービスで提供される仮想サーバ等の可用性に係るSLAに留意し、各構成要素について適切に冗長化等を行うこと。	
25		バックアップデータ (業務データ) の取得時期及び保持期間	取得時間・保管期間	・1日1回の日次バックアップを取得することとし、少なくとも1回/月はフルバックアップとする。	
26		業務データのバックアップ自動化の程度	業務に影響を与えず、コスト対効果が高いものを選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックアップは原則自動化とし、自動化が難しい場合はその理由を明確にすること。</li> <li>バックアップの実施時間は業務に影響がないようにスケジューリングすること。</li> </ul>	
27	業務の代替性	システムが使えない状況で業務を継続する手段・訓練 (障害時に代替対応として、紙でも業務対応を講じる等の代替手段)	<p>非常時においても業務を継続するために、緊急時対応計画や業務継続計画策定に当たり必要な情報を提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムが一部/全て利用不可能になった状況で業務を継続するための計画作成及び訓練を行うこと (障害のレベル感や障害ケースの定義を行う。その上で、業務を継続するためのシステムでできること及び業務として対応することを整理する。システム外の業務対応手順については本市で検討する)。</li> <li>システムが一部/全て利用不可能になった状況から復旧するための手順作成及び訓練が行われること (バックアップからデータを戻すこと、代替及び切り戻しを速やかに対応することに関する手順作成及び訓練)。</li> </ul>		
28	J. 情報セキュリティに関する事項	認証・認可	認証・認可の方式、多要素認証の方式	<p>本市が提供する以下に対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認証基盤 : 複数のActiveDirectory、EntraIDに対応できること。</li> <li>●認証 : SAML、OpenID Connect、Basic、Digestに対応していること。</li> <li>●認可 : OAuth、JWTに対応していること。</li> <li>●多要素認証 (MFA) : 庁外NWからのアクセスの場合は多要素認証を必須とし、認証方法等については、本市と事前に調整すること。</li> <li>●IPアドレス制限 : 庁外NWからのアクセスの場合はIPアドレスを用いた接続制御を必須とすること。</li> </ul> <p>※ただし、申込者 (外部) ポータルサイト (マイページ) については必ずしも認証基盤を通じて認証・認可を行うことは必要なく、適切にアカウントを管理できればよいものとする。</p>	
29		アクセス制御	アクセス制御方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●権限設定 : 画面を含む各機能にアクセス権限を設定できること。</li> <li>●アクセス制限 : ユーザ単位・ユーザグループ単位、テーブル/カラム/レコード単位等でアクセス権限 (作成/参照/更新/削除等) が設定できること。</li> <li>●操作証跡 : ユーザの操作をログデータとして出力すること。</li> </ul>	

No	分類	項目	コンテンツ	基準	備考
30		データの秘匿	データの秘匿	・通信データの暗号化を実施すること（AES128bit以上の暗号化強度とすること）。 ・ストレージの暗号化が実施されていること。	
31		ログ保管・管理	ログの取得、監視・不正追跡	・ログとして取得する内容を決定し、「いつ」「誰が」「どこから」「何を実行し」「その結果、どのようになったか」を把握できるものとし、特定及び追跡調査を可能にすること。 ・ログイン試行ログ、操作ログ、通信ログ、DBログ、アプリケーションログ及びシステムエラーログを取得すること。 ・ログデータを定期的に監視し、異常な兆候（連携エラー等）を把握できるようにすること。 ※ログの提供については別途協議し決定する。	
32			ログ保管方法	・3か月以内のログデータは閲覧・分析可能な状態とすること。 ・3か月経過後のログデータはローテーションを実施し、システムやユーザ操作により誤って消去・改変されない場所に退避し保全すること。 ・システムの障害等によるログの滅失・毀損を考慮した方法でバックアップを行うこと。 ・ログデータ（証跡データ）については、1年以上保持すること。	
33		権限管理	利用者に応じた適切な権限設定	・ユーザ又はユーザグループに対し、所属組織、役職、職務内容に基づき、情報資源への必要最小限なアクセス権限を設定すること。 ・権限変更の付与、操作、変更及び削除は記録し、追跡可能とすること。	
34		セキュリティ対策	法令への対応（IPA）	大阪市情報セキュリティ対策基準における重要性分類Ⅱ以上の情報資産を格納するシステムをSaaSに構築する場合は、以下のいずれかを満たすこと。  ①ISMAP認証のあるIaaS基盤に構築し、サービスとして提供する。 ②サービス自体がISO27017認証を有する。 ③サービス自体がISMAP認証を有する。  詳細は大阪市クラウドサービス利用基準を参照のこと。	
35			マルウェア対策（IPA）	・マルウェアを検出・防御する仕組みが提供されること。 ・定義ファイルは最低月1回はアップデートされることとし、自動的にアップデートされること。 ・セキュリティイベントやアラートを通知・レポートできる機能があること。（提供するサービスに影響がある場合を想定している。）	
36		第三者による脆弱性対策の扱い	情報システムの構築時等の脆弱性対策の実施有無・対象	・クラウドサービス情報システムを構築する場合は、そのクラウドサービスが提供するセキュリティ診断結果のレポートで代替する。 ・本システムの構築・リリース前に、重大・高リスクな脆弱性が検出された場合は、リリース前に是正対応が完了していること。	
37	<b>K. 情報システム稼働環境に関する事項</b>	ネットワーク構成	採用可能なネットワーク構成	ネットワーク構成は「外部サービス利用型を採用し、クラウド基盤にシステムを構築する」を採用し、構築すること。	
38		施設・設備要件	情報システムの施設設備の要件	施設設備の要件は以下を基準とし、構築ベンダが詳細な情報を提供できない場合には、チェックリスト等で同等の基準を担保しているか確認する。 ・物理的セキュリティ：物理的な認証や生体認証によるアクセス制限、入退出ログ管理、監視カメラにより監視が行われていること。 ・所在の秘匿性：施設の場所が公開されていないこと（本市が指定する施設の場所は契約締結後に開示する）。 ・電源供給：無停電電源装置（UPS）、バックアップ電源による電源供給が可能であること。 ・ネットワーク：冗長構成により接続性が維持され、必要な帯域幅の提供が可能なこと。 ・災害対策：耐震・免震構造、防火設備を備えていること。 ・定期点検：定期的な点検・メンテナンスを実施していること。	
39		開発環境、検証環境、本番環境	情報システムの提供環境としては用途に応じて以下の3つを定める ・開発環境：プログラムやモジュールを開発・修正する環境 ・検証環境：開発・修正したプログラムを展開し、動作検証を行うための環境 ・本番環境（商用環境）：実際に業務を行い、実際のデータを扱う環境	開発環境、検証環境、本番環境はそれぞれ物理的ないしは論理的に環境が分離されていること。  ・特定の環境への作業が他環境に影響を与えないこと（物理的に分離している場合も処理等により他環境や他システムに影響が発生しないようにする）。 ・開発/検証環境については必要に応じて複数環境を作ることができること。	
40		クラウドサービスの構成	クラウドサービスの構成	本システムで取り扱うデータを管理するデータセンターの物理的所在地は原則日本国内であること。 障害発生等により他データセンターでのリストアが必要な場合も、業務データ等が日本国外のデータセンターに移管されないこと。	
41	<b>L. テストに関する事項</b>	ベンダが行う単体、結合、総合テスト	ベンダが行うテストを定める ・単体テスト：プログラム単体の動作検証テスト ・結合テスト：複数のプログラムを実行し一連の処理を行う機能のテスト ・総合テスト：情報システムにおける業務から業務シナリオを作成し、一連の業務の流れに準じたテスト。予めテストデータを準備してテストを行う。	以下のテストを実施するものとする。なお、SaaSを利用した導入については、必ずしも発注者との協議を要しない。 ・単体テスト：テストを実行することとし、テスト結果で判明した不具合等については修正の上再テストを実施し、問題ないことを確認すること。 ・結合テスト：同上 ・総合テスト：テストシナリオの内容や数、テストデータを発注者と協議して決定した上でテストを実施することとし、テスト結果で判明した不具合等については修正の上再テストを実施し、問題ないことを確認すること。	
42		ユーザが行う受入テスト	本市職員が実施するテストを定める ・受入テスト：市職員が行うテスト	本市職員が実施する受入テストについて以下の対応をするものとする。なお、SaaSを利用した導入については、必ずしもテストの実施を要しない。 ・受入テストの準備：シナリオ・テストデータを準備すること（総合テストのシナリオ及びテストデータを流用する場合は発注者と協議し決定すること）。 ・受入テストで検出した不具合等については修正の上再テストを実施し問題ないことを確認すること。	
43	<b>M. 移行に関する事項</b>	移行対象データ	移行対象データの決定 移行に際する制限事項の整理 データの受渡し方法	現行システムからの移行作業は不要である。	
44		移行対象業務	移行対象となる業務の決定及び制約条件の整理 （月次の締め処理がある業務の場合、「月末の締め処理が完了するまでは移行不可」といった制限事項の設定）		
45		システム展開方式（IPA）	移行時のシステム展開方式（一斉又は段階リリース）を定める		
46		移行計画（IPA）	移行展開方式、移行作業分担、リハーサル（IPA）		
47		移行対象システム	移行先への移行手段は設計・開発工程にて詳細化する		
48	<b>N. 引継ぎに関する事項</b>	引継ぎ発生時	引継ぎ時の整理（運用開始時、運用事業者交代時、次期更改時、サービス提供終了時）	本業務が終了となる場合の引継ぎ作業は不要である。ただし、本業務終了日までに本市が継続して本業務を遂行できるよう質疑応答や情報・データ提供依頼に協力するなど可能な範囲において支援を行うこと。	
49		引継ぎ元	引継ぎをする者の明確化（設計・開発事業者、運用事業者、保守事業者）		
50		引継ぎ先	引継ぎを受ける者の明確化（初年度運用事業者、次年度運用事業者、次期要件定義支援事業者）		
51		引継ぎ内容	引継ぎ内容の整理（設計書、作業経緯、残存課題）		
52		引継ぎ手順	引継ぎ手順の方法（〇〇引継書に記載等）		
53	<b>O. 教育に関する事項</b>	教育対象者の範囲・対象者数	教育対象の範囲・対象者数の決定（業務フロー図等から対象者・範囲を決める）	・本システムを利用するユーザの職員を対象として、作成したコンテンツを提供し、ユーザが本システムでの業務にスムーズに移行できるよう可能な範囲において必要な研修や教材の提供を行うこと。 ・研修は利用者目的別に実施し、利用者が操作方法を十分に理解できるようにすること。 ・操作マニュアルの作成に当たっては、本システムに係る疑問を利用者自身で解決できるように、構成や検索性などの工夫を行うこと。	
54		教育の内容	教育内容の決定（教育対象者に応じた操作手順や業務の流れを中心に教育を行う）		
55		教育の実施時期	運営開始前準備時や着任時など、教育対象者の状況に応じて実施		
56		教育の方法	集合研修やオンライン研修など、状況に応じた方法を選択	想定する研修としては以下のとおり。最終的な教育内容や回数等については、提案ソリューションのUI/UXや操作難易度等に応じて発注者と協議し決定すること。 - 回数・期間：操作研修については、1回当たり2時間程度、数回に分けて実施する。	
57		教材	操作手順書やシステム管理者用操作手順書など、対象者に応じた教材を用意	- 実施形態：基本は対面での実施とするが、オンライン併用や動画提供などのハイブリッド形式も可とする。 - 内容の重複回避や人事異動等による継続的教育も考慮して、マニュアルや録画教材の整備も重視すること。	
58	<b>P. 運用に関する事項</b>	システム維持	稼働状況報告	稼働状況（ユーザ利用状況含む）を定期的に監視し、提供するサービスに影響がある場合はその結果を報告すること。報告内容は稼働状況や発生した障害の単なる報告等ではなく、必要に応じてシステム稼働状況をふまえて改善提案を行うものとする。	

No	分類	項目	コンテンツ	基準	備考
59			ジョブ運用	定期又は臨時に手動によるデータ一括処理の必要があった場合、処理の実行及び実行状況の確認を実施すること。	
60			バックアップ運用	バックアップデータ（業務データ）の取得時期及び保持期間に従い、本システムに関するバックアップデータを取得・保管する。障害時のデータ損失防止障害発生時に決められた復旧時点（RPO）データを回復できるようにする。	
61			ログ運用	ログの作成/保管に関する要求に従い、ログ管理を行うこと。	
62			セキュリティ運用	セキュリティ運用における対応は以下を基準とし可能な限り対応すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ監査対応：本市や外部事業者によるセキュリティ診断を受ける場合、ヒアリングやログの提供等の協力を行うこと。</li> <li>・アクセス管理：IDの発行・削除、及び利用実態の把握を行うこと。</li> <li>・システム監査対応：システム監査対象に指定された場合、ヒアリングや情報提供等の協力を行うこと。</li> <li>・情報システムの設定変更：本市の依頼内容及び監視項目ごとに事前に定めた手順に基づき、情報システムの設定変更等を行うこと。</li> <li>・基準の遵守：本市の策定したセキュリティ実施基準・手順を遵守すること。</li> </ul>	
63			アプリケーションの業務運用	アプリケーションの業務運用における対応は以下を基準とし可能な限り対応すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定められた情報システム運用・維持作業を実施すること。</li> <li>- 計画停止：事前に計画したスケジュールに基づき、定められた手順で告知した上で、情報システムの停止・再起動を行うこと。</li> <li>- データ維持管理業務：異常・不整合等が発生したデータの修正又は削除を行うこと。</li> <li>- 情報資産管理：扱う資産（製品名、バージョン、ライセンス期間、アドイン、ライブラリ等）や、共通機能/設定（インフラ設定、共通機能の設定）の管理を「資産管理台帳」にて行うこと。</li> <li>- 共通的な情報資産のリソース（テーブル、トランザクション数等）について、製品として上限がある場合は適切にリソース管理を行うこと。</li> <li>・上記以外にも運用・保守に伴う作業が臨時で発生する場合、発注者からの「作業依頼書」等を通じた依頼に応じて作業を実施すること。</li> <li>・また、提案される製品においては、本市職員による軽微なメンテナンス（ナレッジ・マニュアルリンクの追加/更新等）ができるように設計し、本市職員によるメンテナンス実施時に必要な技術支援を行うこと。</li> </ul>	
64			業務運用支援	必要に応じ以下の支援を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・お知らせ・マニュアル更新、組織改正対応（ロールグループの作成/廃止）、人事異動やメンバー入れ替えに伴うシステム管理者・ユーザ管理等の運用支援を行うこと。</li> <li>・回線のひっ迫がないようにユーザに求める運用ルールを定義・明文化すること。</li> <li>- 本システムが受取/送信しているデータ量を監視。</li> <li>- 一定程度のサイズになるとユーザ側で対応が必要になるルールを定義。 例）ファイル圧縮、アップロード時間予約等</li> <li>※性能要件は通常業務で発生するファイル連携のレスポンス時間に準ずる。</li> </ul>	
65		システム監視運用	システム管理及びメール通知	受注者は、利用状況を監視及び記録し、インシデントや問題の発生時等に適時適切に分析できるようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- キャパシティ管理：インフラとしての、システム資源（CPU、メモリ、ディスク等）の利用状況を監視及び記録し、インシデントや問題の発生時等に適時適切に分析できるようにすること。</li> <li>- 死活監視：情報システムを構成するクラウド製品等の死活状態を監視すること。構成する機器類の障害発生状況等を把握するために、機器の通信状態の変化や再起動の状況を監視すること。</li> <li>- 稼働状況監視：情報システムを構成するクラウド製品等の稼働状況や利用状況の監視等を行うこと。</li> <li>- 性能監視：情報システムの性能要件が維持されていることを確認すること。また、業務特性やピーク時特性を踏まえて情報システムの性能等の分析・管理を行うこと。</li> <li>- セキュリティ監視：情報セキュリティに関する事象の発生状況を監視すること（セキュリティ要件に従い検知/検出・防御を行った際の報告など）。</li> <li>- ログ監視：情報システムのログの解析結果を確認し、画面や機能の利用実態や問題等を把握すること（稼働状況報告のための整理など）。</li> </ul>	
66		障害時対応	インシデント管理 復旧対応	本システムにおいては、インシデント管理のプロセスを設計し、それに従う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプデスク、監視業務、業務側からの障害の検知、起票、振分けといった問題管理を行い、対応方針の検討及び障害報告（発注者にエスカレーション）を行う。</li> <li>・障害発生時に影響度等の分析を行った上で、障害による影響を最小限にとどめ、情報システムの復旧作業を行う。</li> </ul>	
67		問合せ回答・調査	問合せ回答 ヘルプデスクの設置	本システムにおいては、専用のヘルプデスクの設置は要しないが、利用者（本市職員に限る）からの問合せに対応可能な体制を提供する。 ただし、受注者は、「O、教育に関する事項」も踏まえ、ヘルプデスク以外でのサポート体制構築/プロセス設計を行い、効率的で質の高い利用者（本市職員のほか申込者（外部）を含む）支援を実現すること。 また、リリース～安定稼働（大規模な不具合が発生しなければ、リリースから3か月程度を想定）まではサポート体制は通常より増強することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・問合せ対応</li> <li>- 受注者は、利用者（本市職員に限る）を対象とした受付窓口機能を提供し、電話、メール等による受付を行うこと。</li> <li>- 本市職員からの問合せ件数については、安定稼働までにおいても数件/日程度と想定している。</li> <li>- 問合せ内容をFAQに取りまとめ（情報更新）、利用者（本市職員のほか内容に応じて申込者（外部）を含む）への情報の公開及び共有を図ること。</li> <li>- 原則開庁日（大阪市の休日を除く）（平成3年大阪府条例第42号）第1条に定める休日を除いた日）の9:00～17:30とし、可能な限り対応すること。</li> </ul>	
68	Q. 保守に関する事項	バージョンアップ対応	バージョンアップに伴い、影響調査、改修/テスト 最新バージョンの新規機能の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バージョンアップ計画の立案</li> <li>調達する製品のバージョンアップ（システム自体のバージョンアップ、セキュリティパッチの適用など）においては適切なタイミングと品質保証が担保されたテスト計画を受注者において立案し、発注者の承認を得ること。</li> <li>・バージョンアップ対応フローの遵守</li> <li>提案する製品に応じた適切なバージョンアップ対応フローを立案し、発注者の承認を得ること。対応フローに則り、システムの利用者への十分な周知も含めて適切にバージョンアップを進めること。</li> <li>・バージョンアップ機能活用に向けた調査</li> <li>バージョンアップにて新たに追加・更新された機能について、内容及び利点を整理し、発注者に共有する。</li> </ul> また、バージョンアップ対応以外に、稼働報告にて改善提案を行った内容に対して機能改善又は不具合対応等のための改修要否・内容について発注者と協議の上、必要に応じ対応すること。	

【適合要否（本市目標）】凡例  
 - ○：対応すること  
 - △：可能であれば対応すること（ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ・システムの実現に向け、参考として記載）  
 - ×：対応不要（参考として記載）

No	見出し	中見出し	概要	関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル	適合要否（本市目標）
1	3.1 情報を見やすくするための配慮	3.1.1 文字色と背景色の組合せ、コントラストに配慮する	(1) ページ内のテキストや文字を含む画像は、文字の色と背景の色について、コントラストチェッカー（CMSの「Web表示確認」画面より起動）、カラー・コントラスト・アナライザー（政策企画室所属サイトに掲載）等を用いて、最低限以上のコントラスト比を確保する。なお、画像作成ソフトで作成する際に指定した色と、JPEG形式等へ書き出した後の色とが異なる場合がある。利用者が閲覧する、JPEG形式等へ書き出した後の色についてコントラスト比が確保されていることを確認すること。A A <AAのコントラスト比> ・太字でないテキストが22ポイント（英語は18ポイント）未満の場合 4.5:1 ・太字でないテキストが22ポイント（英語は18ポイント）以上の場合 3:1 ・太字のテキストが18ポイント（英語は14ポイント）未満の場合 4.5:1 ・太字のテキストが18ポイント（英語は14ポイント）以上の場合 3:1 (2) 外部業者へ画像やページ制作を依頼する際も、文字の色と背景の色について、上記のコントラスト比を確保する。A A ※ デザインの関係等、コントラスト比の確保が困難な場合、文字の周囲を、背景とのコントラスト比が確保された色で囲むことで解消される場合がある。  （参考） A A A レベルAAAでは次のとおり、より十分なコントラスト比が求められている。 ・太字でないテキストが22ポイント（英語は18ポイント）未満の場合 7:1 ・太字でないテキストが22ポイント（英語は18ポイント）以上の場合 4.5:1 ・太字のテキストが18ポイント（英語は14ポイント）未満の場合 7:1 ・太字のテキストが18ポイント（英語は14ポイント）以上の場合 4.5:1	1.4.3 コントラスト（最低レベル）	AA	○
			1.4.6 コントラスト（高度レベル）	AAA	△	
2		3.1.2 スタイルシートを適切に使用する	(1) レイアウトや文字の大きさ、色などは、原則としてスタイルシートで設定する。A (2) スタイルシートに対応していないブラウザで表示した場合でも情報が伝わるようにする。A A (3) テキストを画像化する場合、スタイルシートで同程度の装飾表現が実現できないか検討し、可能な場合はスタイルシートによって表現する。A A  （参考） A A A レベルAAAでは特定の表現が不可欠である場合を除き、テキストの画像化を行ってはならないこととされている。	1.3.1 情報及び関係性	A	○
				1.4.4 テキストのサイズ変更	AA	○
				1.4.5 文字画像	AA	○
				1.4.9 文字画像（例外なし）	AAA	△
3		3.1.3 文字サイズは利用者が変更できるようにする	(1) 文字のサイズはemや%などの相対的な単位で指定する。pt(ポイント)やpx(ピクセル)などの絶対的な単位は使用しない。A A (2) 主要なブラウザの機能で文字サイズが変更できることを確認する。A A (3) ブラウザの機能で文字サイズを200%まで拡大した場合に、情報が読み取れないほど表示が崩れることがないように作成する。A A  （参考） A A A レベル AAAでは文字サイズを200%に拡大できた上で、利用者が全画面表示にしたウィンドウで1行のテキストを読むときに横スクロールする必要がないといった基準が求められている。	1.4.4 テキストのサイズ変更	AA	○
				1.4.5 文字画像	AA	○
				1.4.8 視覚的提示	AAA	△
				1.4.9 文字画像（例外なし）	AAA	△
4		3.1.4 読みやすい文字サイズ、フォント、行間を指定する	(1) 文字サイズ、フォントを指定する場合は、読みやすさを考慮して指定する。 (2) テキストの色と背景色、背景画像を指定しない。 (3) 利用者がウィンドウ幅を狭く変更した場合に文字を折り返して表示するようにページ幅を設定する。 (4) テキストは均等割り付けしない。 (5) 行間は、読みやすさを考慮して指定する。 (6) 文字サイズを200%に拡大しても横スクロールが発生しないようにする。	1.4.8 視覚的提示	AAA	△
5	3.2 情報を探しやすいするための配慮	3.2.1 適切なページタイトルをつける	(1) ページの内容を予測できるページタイトルをつける。また、ほかのページのページタイトルと重複しないように注意する。 (2) ページの内容を表すタイトルの先頭に「大阪市」と記載する。（CMSで作成したコンテンツには自動的に記載される）	2.4.2 ページタイトル	A	○
6		3.2.2 共通のナビゲーションの仕組みを用いる	(1) 各ページのヘッダー・フッターを統一する。 (2) 各ページに大阪市ホームページの主要なメニューを共通で配置する。 (3) トップページへ移動するリンクや、ページの上端へ移動するリンクなど、同じ機能を有するリンクの名称と見映えをホームページ内で統一する。	3.2.3 一貫したナビゲーション	AA	○
				3.2.4 一貫した識別性	AA	○

【適合要否（本市目標）】凡例

- ○：対応すること
- △：可能であれば対応すること（ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ・システムの実現に向け、参考として記載）
- ×：対応不要（参考として記載）

No	見出し	中見出し	概要	関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル	適合要否 (本市目標)
7		3.2.3 現在位置を把握するための仕組みを用意する	(1) 各ページに、現在位置と上位階層への移動手段を示すナビゲーション（階層ナビゲーション）を配置する。 (2) 階層ナビゲーションのうち現在表示しているページの名称には、リンクを指定しない。	2.4.8 現在位置	AAA	△
8		3.2.4 共通のメニューを読み飛ばす仕組みを用意する	(1) 各ページの先頭に「共通のメニューを読み飛ばし、ページ内で提供している情報の先頭にジャンプするリンク」を、視覚的に見える形式で設置する。	2.4.1 ブロックスキップ	A	○
9		3.2.5 複数の探索手段を用意する	(1) ホームページの情報探索手段としてサイト内検索機能を各ページで提供する。 (2) ホームページの情報探索手段としてサイトマップを用意し、各ページにリンクを提供する。 (3) そのほか、関連するページへのリンクなどを必要に応じて提供する。	2.4.5 複数の手段	AA	○
10		3.2.6 文書の見出しを適切に分ける	(1) ページ作成にあたっては、文書の構造を意識し、ページ内に配置する情報それぞれに対して、CMSの機能を用いて見出しを設定する（HTMLの構造化要素を適切に指定する）。A (2) 文書の見出しは、文書の主題または目的を表した内容とする。A A  (参考) A A A レベルAAAでは、見出しは「大見出し> 中見出し> 小見出し」の順に入れ子構造となるよう指定することが求められている。	1.3.1 情報及び関係性	A	○
				2.4.6 見出し及びレベル	AA	○
				2.4.10 セクション見出し	AAA	△
11		3.2.7 箇条書きはCMSの箇条書き機能を使う（HTMLで表現する）	(1) 箇条書きはCMSの箇条書き機能を使う。（HTMLのタグで「記号付きリスト」「番号付きリスト」を表現する。） ・箇条書きする内容の順番に意味を持たせない場合は「記号付きリスト」<ul>を使用する。 ・箇条書きする内容の順番に意味がある場合は「番号付きリスト」<ol>を使用する。 (2) テキストで「○」「▼」「■」などの記号等を行頭へ配置することによって箇条書きを表現しない。 (3) CMSの箇条書き機能を使用できない箇所では、直前に項目数を記述するなど音声読み上げへの配慮を行う。	1.3.1 情報及び関係性	A	○
12	3.3 ホームページ内を快適に移動できるようにするための配慮	3.3.1 リンク箇所は、識別と選択のしやすさに配慮する	(1) リンクテキストは、リンクしていないテキストと識別しやすくなるよう、下線を引くとともにテキストと色を変える。 (2) リンク画像は小さくすぎないように設定し、クリックできる画像であることを認識しやすい見映えにする。 (3) リンクテキスト及びリンク画像は、適切な間隔を空けて配置する。 (4) リンクテキスト及びリンク画像は、リンク部分にマウスカーソルを乗せた時や、キーボード操作によってリンクにフォーカス（選択可能領域）を合わせた時に、色が変わるなどの変化をつけることにより、リンク可能な箇所であることを明示する。	1.4.1 色の使用	A	○
				1.1.1 非テキストコンテンツ	A	○
13		3.3.2 リンクの表現は、リンク先を予測できる内容にする	(1) リンクテキストには、原則として、リンク先のページタイトルを利用することとし、長すぎる場合には要約を記載する。「詳しくはこちら」などリンク先の内容を予測できない表現は原則として使用しない。A (2) リンクテキストは、リンク先のページタイトルと大きく異ならぬようにする。A  (参考) A A A レベルAAAでは、リンクテキストは、その部分だけを読んでリンク先の内容を予測できることが求められている。また、同じページ内で、異なるリンク先を示す同じ名称のリンクテキストを用いてはならないとされている。	2.4.4 リンクの目的（リンクテキスト内）	A	○
				2.4.9 リンクの目的（リンクだけ）	AAA	△
				2.4.4 リンクの目的（リンクテキスト内）	A	○
14		3.3.3 PDFなどHTML以外のファイルにリンクを設定する場合は、分かりやすさに配慮する	(1) PDFなどHTML以外のファイルへリンクを設定する場合は、リンクテキスト内またはリンクテキストの直後にファイル形式とファイルサイズを明記する。A  (参考) A A A レベルAAAでは、リンクテキストは、その部分だけを読んでリンク先が予測できることが求められているため、リンクテキスト内にファイル形式とファイルサイズを含む必要がある。	2.4.9 リンクの目的（リンクだけ）	AAA	△
				2.4.4 リンクの目的（リンクテキスト内）	A	○
15		3.3.4 ホームページ内のリンクと、外部へのリンクを区別する	(1) 外部のホームページへ移動するリンク(https://www.city.osaka.lg.jp/以外のドメインへ移動するリンク)は、利用者がリンクを選択する前に、外部のホームページへ移動することを予測できるように、リンクテキスト内またはリンクテキストの直後に外部のホームページ名を記載する。A  (参考) A A A レベルAAAでは、リンクテキストは、その部分だけを読んでリンク先の内容を予測できることが求められているため、リンクテキストに外部のホームページ名を明記する必要がある。	2.4.4 リンクの目的（リンクテキスト内）	A	○

【適合要否（本市目標）】凡例

- ○：対応すること
- △：可能であれば対応すること（ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ・システムの実現に向け、参考として記載）
- ×：対応不要（参考として記載）

No	見出し	中見出し	概要	関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル	適合要否 (本市目標)
				2.4.9 リンクの目的 (リンクだけ)	AAA	△
16		3.3.5 別ウィンドウを開く場合は、利用者が選択できるようにする	(1) 広告ウィンドウの自動表示など、利用者の意図しないポップアップウィンドウは使用しない。 A (2) 別ウィンドウを開く仕組みを用いる場合は、利用者自身がリンクを選択した時のみ開くようにする。自動的に別ウィンドウが開く仕組みは用いない。A  (参考) A A A レベルAAAでは、別ウィンドウが開くリンクは、利用者がリンクを選択する前に、別ウィンドウが開くことを予測できるようリンクテキストに明記することが求められている。	3.2.1 フォーカス時	A	○
				3.2.2 入力時	A	○
				3.2.5 要求による変化	AAA	△
17	3.4 情報の内容を理解できるようにするために	3.4.1 読みの難しい言葉に読み方を併記する	(1) 各ページで読みの難しい言葉が初めて出てくる箇所では、読み方を括弧書きで併記する。	3.1.6 発音	AAA	△
18		3.4.2 専門用語、省略語、流行語は多用しない	(1) 行政用語やその他の専門用語、省略語、流行語などの使用は極力控え、平易な文章を心がける（「入札契約情報」など、そのページの利用者が限定的であり、かつ使用する用語について一定以上の知識を持っていると想定される場合は、この限りではない）。 (2) 各ページにおいて理解が難しいと考えられる言葉が初めて出てくる箇所では、用語の正式名称や意味を括弧書きで併記する。	3.1.3 一般的ではない用語	AAA	△
				3.1.4 略語	AAA	△
19		3.4.3 外国語は多用しない	(1) 外国語（外来語、カタカナ語）は多用しない。 (2) 各ページにおいて外国語が初めて出てくる箇所では、括弧書きなどで意味や読み方を併記する。	3.1.3 一般的ではない用語	AAA	△
20		3.4.4 分かりやすい説明、表現を心がける	(1) 難解な内容を説明する記事には、中学校教育程度のレベルの読解力で理解可能な要約説明を提供する。 (2) 図やイラストなどを適宜取り入れる。	3.1.5 読解レベル	AAA	△
21		3.4.5 データを表すための表組みを分かりやすく作る	(1) 表の1列目または1行目のセルをCMSの機能を用いてヘッダセル（th要素）に設定する。※ th=Table Headerの略 (2) CMSの機能を用いて分かりやすい表題（caption要素）を設定する。 (3) 表の左上のセルから右に向かって一行ずつ読み上げた場合に、内容が把握しやすい構成とする。 (4) セルが結合された複雑な表は、セルを分割したり、複数の表に分割することで単純な構成にできないか検討する。	1.3.1 情報及び関係性	A	○
22		3.4.6 レイアウトは読み上げ順に配慮して構成する	(1) スタイルシートや、表組みの仕組みを使ってレイアウトする場合は、音声読み上げソフトで読んだ場合に意味が通じるように構成する。	1.3.2 意味のある順序	A	○
				2.4.3 フォーカス順序	A	○
23		3.4.7 フレームは原則として使用しない	(1) フレームは原則として使用しない。	2.4.1 ブロックスキップ	A	○
				2.4.2 ページタイトル	A	○
				4.1.2 名前 (name) , 役割 (role) 及び値 (value)	A	○

【適合要否（本市目標）】凡例

- ○：対応すること
- △：可能であれば対応すること（ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ・システムの実現に向け、参考として記載）
- ×：対応不要（参考として記載）

No	見出し	中見出し	概要	関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル	適合要否 (本市目標)
24		3.4.8 ページの自動更新や自動的な移動は行わない	<p>(1) ページ内容の自動更新が行われる場合、利用者がそれを停止あるいは非表示できる仕組み、または更新頻度を調整できる仕組みを用意する。A</p> <p>(2) ページ内容の自動更新や入力内容の自動送信が行われる場合、そのことが事前に利用者に分かるよう、説明を記載する。A</p> <p>(参考) A A A レベルAAAでは以下の対応が求められている。 ・ホームページのURLを変更する場合は、新しいURLを案内したページを用意する。一定時間で自動的に移動する仕組みにしない。 ・ページ内容を自動更新するのではなく、利用者が自分の意思で更新する仕組みを用意する。</p>	2.2.2 一時停止、停止及び非表示	A	○
				3.2.1 フォーカス時	A	○
				3.2.2 入力時	A	○
				2.2.4 割込み	AAA	△
				3.2.5 要求による変化	AAA	△
25	3.5 情報を支障なく読みとれるようにするために	3.5.1 規格及び仕様に準拠する	<p>(1) 大阪市ホームページは、原則として以下の技術で作成、更新を行う。 ・HTML…XHTML 1.0 Transitional, XHTML5 ・スタイルシート…CSS3</p> <p>(2) 新たにホームページを構築する際には、HTMLやスタイルシートといった使用する技術について、どのバージョンやDTD（文書型定義）で作成するかを、事前に検討し決定する。</p>	4.1.1 構文解析	A	○
				4.1.2 名前 (name), 役割 (role) 及び値 (value)	A	○
26		3.5.2 言語コードと文字コードを指定する	<p>(1) html要素のlang属性またはxml:lang属性に、使用している言語を記述する。A</p> <p>(2) 文字コードutf-8で作成する。head要素のmeta要素内に、utf-8と記述する。A</p> <p>(3) ページ内に別の言語を表記する場合に、lang属性を用いて言語を記述する。A A</p>	3.1.1 ページの言語	A	○
				3.1.2 一部分の言語	AA	○
27		3.5.3 機種依存文字は使用しない	<p>(1) 丸数字やローマ数字は、原則として使用しない。 (例) ①や②などの丸数字、I や II などのローマ数字は1、2などのように算用数字に置き換える。</p> <p>(2) 異体字は原則として使用しない。(例：高 [はしごだか])</p> <p>(3) 人名や地名などに異体字が含まれ置き換えができない場合には、正字体で表記するとともに、例えば「氏名代用文字対照表」といったタイトルで「正字体」「異体字 (画像で)」「異体字を説明するテキスト※」を記載した別ページを設け、同ページへのハイパーリンクを設置するという対応方法がある。 ※ 部首で説明 (例：○○偏に□□) することが一般的ではあるが、説明な困難な文字もある。</p>	該当なし	該当なし	○
28		3.5.4 単語の間にスペースや改行を挿入しない	<p>(1) 単語内の文字と文字との間、または数字と単位との間に、全角スペースあるいは半角スペースを入れない。</p> <p>(2) 単語内の文字と文字との間、または数字と単位との間に改行を入れない。</p> <p>(3) SNSのプラグインをホームページに埋め込み、記事を作成する場合も同様の対応をする。</p>	1.3.2 意味のある順序	A	○
29		3.5.5 画像に適切な代替テキストを用意する	<p>(1) 画像を使用する際は、代替テキスト (Alt属性) に画像で表現している内容を簡潔に表す言葉を入れる。A</p> <p>(2) 地図やグラフなど複雑な内容を示している画像の場合は、画像近くに内容を漏れなく説明する文章や表を掲載する。A</p> <p>(3) 装飾や見た目の整形を目的に用いられる画像は、代替テキストを「alt=""」(“と”の間に何も書かない) とし、音声で読まれないようにする。A</p> <p>(4) リンク画像には、リンク先の内容を予測できる代替テキストを入れる。A</p> <p>(5) SNSのプラグインをホームページに埋め込み、その記事の中に画像を掲載する場合、以下のいずれかの対応を行う。A ・SNSの仕組みを用いて画像に代替テキストを設定する。 ・画像を掲載する記事の中に画像の内容を説明するテキストを掲載する。</p> <p>(参考) A A A レベルAAAでは、リンク画像の代替テキストだけを拾い読みした場合に、リンク先の内容を予測できるようにすることが求められている。</p>	1.1.1 非テキストコンテンツ	A	○
				2.4.4 リンクの目的 (コンテンツ内)	A	○
				2.4.9 リンクの目的 (リンクだけ)	AAA	△
30		3.5.6 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで用意する	<p>(1) 音声で情報を提供する場合は、音声で伝える情報の内容をテキストで掲載する。A</p> <p>(2) 音声を自動的に再生しない。A</p> <p>(参考) A A A レベルAAAでは、生中継の音声コンテンツの内容をテキストで用意することが求められている。また、録音された音声ファイルには背景音がないか、ある場合は背景音を消すことができたり、発話の音声よりも20デシベル以上低くなるよう編集することが求められている。</p>	1.1.1 非テキストコンテンツ	A	○
				1.2.1 音声及び映像 (収録済み)	A	○
				1.4.2 音声の制御	A	○
				1.2.9 音声だけ (ライブ)	AAA	△
				1.4.7 小さな背景音、又は背景音なし	AAA	△

【適合要否（本市目標）】凡例

- ○：対応すること
- △：可能であれば対応すること（ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ・システムの実現に向け、参考として記載）
- ×：対応不要（参考として記載）

No	見出し	中見出し	概要	関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル	適合要否 (本市目標)
31		3.5.7 動画で情報を提供する場合は、動画で伝える情報の内容をテキストで用意する	<p>&lt;音声を含まない映像のみのコンテンツを提供する場合&gt;</p> <p>(1) 映像の内容を音声またはテキストで提供する。A</p> <p>&lt;音声を含む動画で情報を提供する場合&gt;</p> <p>(1) 動画の音声の内容を字幕で提供する、または音声の内容をテキストで提供する。A</p> <p>(2) 動画の映像で表現されている情報（音声では伝えられていない情報がある場合）について、以下のいずれかの対応を行う。A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声解説（動画内で音声による説明）を提供する。</li> <li>・映像で伝える情報の内容をテキストで掲載する。</li> </ul> <p>(3) 外部の動画配信サービスを利用する場合も同様の対応をする。A</p> <p>(4) 動画の映像で表現されている情報について、音声解説を提供する。A A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生中継の動画の音声の内容を字幕で提供する。</li> </ul> <p>(参考) A A A</p> <p>レベルAAAでは、以下の対応が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動画の音声の内容を手話通訳で提供する。</li> <li>・動画の映像で表現されている情報について、拡張音声解説を提供する。</li> <li>・動画の音声及び映像の内容をテキストで提供する。</li> </ul>	1.1.1 非テキストコンテンツ	A	○
				1.2.1 音声及び映像だけ（収録済み）	A	○
				1.2.2 キャプション（収録済み）	A	○
				1.2.3 音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ（収録済み）	A	○
				1.2.4 キャプション（ライブ）	AA	○
				1.2.5 音声解説（収録済み）	AA	○
				1.2.6 手話（収録済み）	AAA	△
				1.2.7 拡張音声解説（収録済み）	AAA	△
1.2.8 メディアに対する代替コンテンツ（収録済み）	AAA	△				
32		3.5.8 Word、Excel、PowerPoint形式のファイル提供には細心の注意を払う	<p>(1) 多様な利用者に広く情報提供を行うため、HTMLでページを作成することを基本とする。</p> <p>(2) Word、Excel、PowerPoint形式による情報提供を行う場合、併せてPDF形式で情報提供を行う。</p> <p>(3) Excel形式で情報提供を行う場合は、作成したファイルを公開する前に、マクロウイルスなどの不適切なプログラムが混入していないか十分確認する。また、ファイルのプロパティの内容を確認し、作成者の個人名など公開すべきでない情報が残っていないか確認する。</p>	該当なし	該当なし	×
33		3.5.9 Word、Excel、PowerPointなどで作成したHTML文書は掲載しない	<p>(1) Word、Excel、PowerPointをHTML形式(Web形式)で保存し掲載しない。</p> <p>(2) Word、Excel、PowerPointで作成した内容は、原則としてHTMLのページを作成し提供する。HTMLでの提供が適さない場合や、用意することが難しい場合はPDF形式で提供する。</p>	該当なし	該当なし	×
34		3.5.10 PDFは極力使用せず、使用する場合は作成方法、提供方法に配慮する	<p>(1) 情報提供はHTMLで行うことを基本とする。PDF形式での情報提供は、以下の場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書の様式など、利用者にレイアウトどおりに印刷し使用してもらう必要がある場合。</li> <li>・報告書など多数のページで構成される情報を、一つまたは複数のファイルにまとめて収録し提供する場合がある場合。</li> </ul> <p>(2) PDF形式で情報を提供する場合、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙の文書をスキャナーなどで画像として取り込み、PDFに変換したものを提供しない。</li> <li>・利用者がPDFを利用できない場合でも内容を把握できるよう、PDFで提供している情報の内容をテキストで掲載する。対応が難しい場合は、提供している内容に関する問い合わせ先を明記する。</li> <li>・公開する前に、Acrobatの「文書のプロパティ」の内容を確認し、作成者の個人名、職員番号など公開すべきでない情報が残っていないか確認する。</li> <li>・PDFを提供するページでは、閲覧用ソフトのダウンロードページの案内及びリンクを表示する。</li> <li>・ポスター等印刷物をPDFで掲載する場合に、文字が埋め込まれている（文字の部分のマウスカーソルで選択できる）ことを確認する。</li> </ul>	2.4.2 ページタイトル	A	○
35		3.5.11 Flashは原則として使用しない	(1) 原則的にFlashを使用しない。	該当なし	該当なし	○
36		3.5.12 色にのみ依存した情報提供はしない	<p>(1) 情報の意味や位置づけの違いは、色の違いで表現するだけでなく、文字内容などでも違いが分かるようにする。</p> <p>※ 必要に応じて、CMSの色覚障がいの方向けの画像ファイル色調整機能も利用すること。</p> <p>(2) テキストを赤字等により強調する場合は、CMSの機能により強調を指定する。</p>	1.3.1 情報及び関係性	A	○
				1.4.1 色の使用	A	○
37		3.5.13 形または位置のみに依存した情報提供はしない	<p>(1) 画像には適切な代替テキストを用意し、画像の形や大きさなどを認識できない場合でも、内容を適切に理解できるようにする。</p> <p>(2) ○×△などの記号だけで情報の内容を伝えることは避ける。どうしても必要な場合は、画像化して配置し適切な代替テキストを用意する。</p> <p>(3) 位置の違いで情報の違いを表したり、操作を指示したりしない。</p>	1.3.3 感覚的な特徴	A	○

【適合要否（本市目標）】凡例

- ○：対応すること
- △：可能であれば対応すること（ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ・システムの実現に向け、参考として記載）
- ×：対応不要（参考として記載）

No	見出し	中見出し	概要	関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル	適合要否 (本市目標)
38	3.6 入力や操作を 支障なく行えるように するために	3.6.1 キーボードだけですべての 操作が行えるようにする	(1) すべての操作をマウスを使わずキーボードで行えるようにする。A A A (2) 新規にホームページを作成する場合は、キーボードのTABキーとEnterキーを使って、ホームページ内のリンクを利用できること、入力フォームなどを利用できることを確認する。A (3) キーボードのTABキーを使ってホームページ内のリンクやフォームの選択候補（フォーカス）を移動する場合に、情報の意味のつながりや関係性に即した順序で移動するように、リンクやフォームを配置する。A (4) キーボード・フォーカスが当たっていることが視覚的に確認できるようにする。A A	2.1.1 キーボード	A	○
				2.1.2 キーボードトラップなし	A	○
				2.4.3 フォーカス順序	A	○
				3.2.1 フォーカス時	A	○
				3.2.2 入力時	A	○
				2.4.7 フォーカスの可視化	AA	○
				2.1.3 キーボード（例外なし）	AAA	○
39	3.6.2 入力フォームは分かりやすく作成する	(1) 入力フォームを用いたページを作成する際には、以下の内容に配慮する。 ・適切な項目名（ラベル）をつける。A A ・HTML のタグによる記述で、項目名（ラベル）と入力欄との対応関係を指定する。A ・入力項目に制約事項（全角／半角、ハイフンの有無など）を設ける場合は、入力欄の前にテキストで説明を記載する。A  (参考) A A A レベルAAAでは、入力フォームの使い方についての説明文を提供することが求められている。	1.1.1 非テキストコンテンツ	A	○	
			3.3.2 ラベル又は説明	A	○	
			2.4.6 見出し及びラベル	AA	○	
			3.3.5 ヘルプ	AAA	△	
40	3.6.3 フォームの入力内容を確認し、取り消しや修正が可能な 仕組みを用意する	(1) 入力必須箇所や特定の形式（半角英数字等）での入力が求められている箇所での入力がエラーとなった場合に、エラー箇所をひと目で分かるように表示する。A (2) 入力内容の修正を求める場合に、修正が必要な箇所とその修正方法をひと目で分かるように表示する。A A (3) 入力したすべての項目を入力しなおすことなく、修正が必要な項目だけを編集できる仕組みを用意する。A A (4) 利用者にとって法的な義務や金銭的な取引が生じる等のページでフォームを作成する時は、利用者が一度入力した内容を確認し、必要に応じて修正してから送信したり、送信を取りやめたりすることができる仕組みを用意する。A A  (参考) A A A レベルAAAでは、どのようなフォームを作成する場合でも、利用者が一度入力した内容を確認し、必要に応じて修正してから送信したり、送信を取りやめたりすることができる仕組みを用意することが求められている。	3.3.1 エラーの特定	A	○	
			3.3.2 ラベル又は説明	A	○	
			2.4.6 見出し及びラベル	AA	○	
			3.3.3 エラー修正の提案	AA	○	
			3.3.4 エラー回避（法的、金融及びデータ）	AA	○	
			3.3.5 ヘルプ	AAA	△	
			3.3.6 エラー回避（全て）	AAA	△	
41	3.6.4 閲覧や操作、入力に制限時間を設定しない	(1) ホームページの閲覧や操作、入力に制限時間がある場合は、利用者が制限時間を解除したり、延長することができるようにする。A  (参考) A A A レベルAAAでは、ホームページの閲覧や操作、入力に制限時間を設定しないことが求められている。	2.2.1 タイミング調整可能	A	○	
			2.2.3 タイミング非依存	AAA	△	
			2.2.5 再認証	AAA	△	

【適合要否（本市目標）】凡例

- ○：対応すること
- △：可能であれば対応すること（ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ・システムの実現に向け、参考として記載）
- ×：対応不要（参考として記載）

No	見出し	中見出し	概要	関連 JIS 達成基準	関連 JIS 適合レベル	適合要否（本市目標）
42		3.6.5 JavaScript を使用する場合は、様々な利用者に配慮する	(1) JavaScriptを用いたページの作成を業者へ依頼する際は以下の内容を指示する。 ・メニューなど情報やサービスを利用するために必要不可欠な操作部分にJavaScriptを使用する場合は、JavaScriptが機能しない場合でも情報の選択や移動ができるようにする。必要な場合は代替手段を用意する。 ・イベントハンドラを用いる際には、マウスで操作した場合もキーボードで操作した場合も同じ効果が得られるよう、マウスに関する指定とキーボードに関する指定を併せて行う。	該当なし	該当なし	×
43	3.7 危害や苦痛を与えないために	3.7.1 画面の激しい点滅は行わない	(1) 画面全体または画面の一部を1秒間に3回より多く点滅させない。A A A  (参考) レベルAでは、1秒間に3回以上点滅する場合は、点滅する領域を視野10度（視界における中心視野に相当）の25%未満とする等の対応が求められている。A	2.3.1 3回のせん（閃）光、又はしきい（閾）値以下	A	○
				2.3.2 3回のせん（閃）光	AAA	○
44		3.7.2 表示内容の移動や変化について注意する	(1) 原則として表示されているテキスト、あるいはテキストを含む画像を移動させない。 (2) 画像内のテキスト内容が変化する画像（バナー広告など）を作成する必要がある場合は、5秒経過したら静止させる。 ※ アニメーションgif作成時に、5秒で静止するよう作成しておく。	2.2.2 一時停止、停止及び非表示	A	○
45	4 SNS の埋め込みプラグインを利用して情報提供する場合	4.1 SNS の埋め込みプラグインを利用して情報提供する場合もウェブアクセシビリティに配慮する	(1) X（旧：Twitter）やFacebook等、SNSの埋め込みプラグインを利用して情報提供をする場合は、ウェブアクセシビリティを確保することが可能か確認し、ウェブアクセシビリティの問題がある場合、利用者の情報取得にできるだけ支障が出ないよう配慮する。 (対応例) ・SNSで発信する情報を、ホームページにも掲載する。 (2) SNSで発信する情報について、ウェブアクセシビリティに対応する。 (対応例) ・SNSの仕組みを用いて画像に代替テキストを設定したり、画像を掲載する記事の中に画像の内容を説明するテキストを掲載する。 ・記事を作成する際に、単語の間にスペースや改行を挿入しない。 ・文字を含んだ画像を掲載する場合は、文字色と背景色の組合せ、コントラストに配慮する。	該当なし	該当なし	×
46	5 スマートフォン利用者への配慮	5.1 スマートフォンの利用者に配慮する	(1) 見出しや文章をできるだけ簡潔にする。 (2) 小さな画面でも見やすい情報となるよう意識する。表を使用せずに文章で表現できないかなどを検討する。 (3) 公開前のウェブ表示確認において、パソコン表示の確認に加えて、スマートフォン表示の確認を行い、小さな画面でも見やすい情報になっているか確認する。 (4) 電話番号にはリンクを設定する。	該当なし	該当なし	○